

# 自主防災組織の役割と活動について

## 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「みんなの地域はみんなで守る」(岐阜県の行動計画理念)という、地域住民の連携の基づき、結成される防災組織のことです。

自主防災組織は、災害の発生時に、住民が連携を取り、互いの身を守るための防災活動を行ないます。

## 自主防災組織の必要性

災害は、いつ発生するかわかりませんし、災害の規模によっては、道路の寸断や救助・救援要請の集中により、公共防災機関による支援、救出、救護が期待できないことがあります。

このような事態が発生したときには、それぞれの地域で、共助による防災活動を展開し、お互いの命や財産を守らなければなりません。また、地域の災害時要援護者となる高齢者、身体等に障がいのある方や介助の必要な方に救助の手を差し伸べることができるのは、身近にいる地域の皆さんです。

自主防災組織を結成し、災害発生時の役割分担などの体制を整えておくとともに、災害時要援護者、避難経路などの情報を共有化することで、一人でも多くの命を守ることができます。

これからの防災対策には、地域の皆さんが行政や各防災機関と一緒にやっていくことが求められています。

## 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動には、平常時及び災害時の活動があります。

平常時の活動の成果が、万が一の災害発生時に活かされますので、日ごろから地域の皆さんで、役割分担を決め、防災資材の備蓄状況や取扱い方法、あるいは地域内の災害時要援護者などの情報確認などを行ない、訓練を実施しておくことが大切です。

## 平常時の活動

災害時に備えて、次のような取組みがあります。

### 1 地域住民への防災意識の普及活動

防災対策は、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、備えをすることが重要です。

- ・ 地震時の家屋倒壊や家具転倒、地すべりの発生、住宅密集地における火災発生、台風や大雨による土石流、河川の氾濫などに対する、身の回りの危険の把握。
- ・ 上記にかかる事前の備え

### 2 防災巡視・防災点検

防災の基本は、自分の住む町を良く知ることです。地域内の危険箇所や防災上の問題点を皆さんで協議し、改善する必要がある場合は、対策を立てて解決するとともに、地域の危険箇所等を周知するための防災マップ等の作成を行います。

- ・ 災害を受けやすい危険箇所の把握（地すべり、急傾斜地崩壊、土石流発生危険箇所など）と危険防止措置の実施要請
- ・ 災害の種類にあわせた地域の一次避難所、避難場所の選定
- ・ 災害時における避難経路の設定と経路上の危険箇所の把握と対策

### 3 防災用資機材の整備

地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日ごろから点検や使用方法の確認をしておきます。

- ・ 消火栓、防火水槽など消防水利の取扱いや消火器・バケツ等の準備
- ・ 毛布、ビニールシート、応急手当用品（薬箱）、軍手等の資材の備蓄
- ・ 避難時に必要な資材（懐中電灯、ロープ等）の備蓄

### 4 防災訓練の実施と訓練結果の不備の改善

情報収集伝達訓練、消火訓練、避難訓練、救急救助訓練などを地域の皆さんで取り組み、訓練の結果、不備事項があるときは改善を図ります。

- ・ 情報収集伝達訓練  
災害の発生が予見されるとき及び実際に災害が発生した時、地域に起

こった災害の情報を収集する。

1次避難所（避難地）及び2次避難所（避難地）において、避難した住民を把握し、関係機関（避難所等）に報告する。

災害に巻き込まれた住民を把握し、救助が可能であれば、救急救助の手配を行う。また火災が発生したときは、住民による初期消火活動を行うとともに関係機関に連絡する。

避難所（避難地）において、避難者名簿をもとに給食・給水活動や毛布等資材の配布を行う。

- ・ 消火訓練

火災発生情報を受けて、近隣の住民の手で消火作業を行う。

- ・ 避難訓練

避難命令、避難勧告に従い、住民に情報を伝えるとともに1次避難所（避難地）へ避難、誘導を行う。

要援護者については、あらかじめ地域で作成した避難計画に基づいて、住民相互で手助けし、避難させる。

1次避難所において、避難者を確認する。

1次避難所（避難地）から2次避難所（避難地）に住民を誘導する。

- ・ 救急救助訓練

怪我人等が発生した場合は、応急手当を行なう。怪我の程度に応じて、救護所（避難所・避難地）への搬送または関係機関に救急要請をおこなう。

住民が災害に巻き込まれて救助が必要な場合、状況を判断し、危険度が低い場合は、救助作業を行う。

## 5 地域コミュニケーションの確保

地域コミュニケーションの充実を図り、災害時の要援護者や一人暮らしの高齢者、妊婦、乳幼児など災害時に支援が必要な方を把握します。

## 災害時の活動

災害には、「平常時の活動」において、皆さんが学んだ情報を有効に活用するとともに、訓練に基づいた行動をとることになります。地震など予期せぬ災害の場合は、冷静な対応をとることが難しいと思いますが、防災に対する知識の有無や日ごろからの心がけ次第で、この度合いは大きく異なってきます。

### 1 情報収集・伝達活動（連絡及び通報）

地域の被害状況や火災の発生状況を正確に公的防災機関（市・消防署等）に伝えるとともに、公的防災機関から出される災害の正しい情報を住民に伝達します。

- ・ 地域における被害状況の把握。救援・救助の要請
- ・ 住民に正確な情報を伝え、落ち着いた対応を呼びかけ

### 2 救出・救助活動

けが人や倒壊した家屋の下敷きになった人たちを、みんなで救出・救助活動します。危険を伴うので、2次災害に十分に注意する必要があります。また、現場の状況から、救出が困難な場合は、すばやく公的防災機関に救助要請を行います。

- ・ 救出・救助対象者の把握と現場の把握
- ・ 救出・救助班の編成、応援要請
- ・ 救出・救助活動の実施

### 3 初期消火活動

出火防止のための活動や、初期消火活動を実施します。ただし、火事の類焼・拡大を防ぐことが目的で、消防署や消防団が到着したあとは、指示に従います。

- ・ 見回りと火災発生情報の把握、初期消火班の編成
- ・ 消火器、バケツ、消火栓ホース等準備
- ・ 初期消火活動の実施

### 4 水防活動

地区内の小河川や水路の増水時の見回りと、増水の情報を収集します。また、氾濫に備えて、あらかじめ補強が必要な場所を土嚢等で補強します。実際に堤防等の決壊や土石流が発生した場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、その指示に従います。

## 5 医療救助活動

災害及び避難時に発生した負傷者に対し、応急手当を行い、避難所に設けられる救護所に運びます。重傷者については、救急要請します。

災害が大きいほどけが人が多く発生し、医師による治療が受けられない状況になります。

- ・ けが人等発生情報の集約
- ・ 救護班の編成と応急手当の実施
- ・ 重傷者の搬送（救急搬送を含む。）

## 6 避難誘導

住民（災害時要援護者や高齢者、妊婦、乳幼児を優先）を避難所（避難地）など安全な場所に誘導します。

経路は、災害の状況により変化するので、公的機関や消防団と連絡を取り合い、正確な情報に基づき、安全に留意しながら誘導します。

### ・ 1次避難所（避難地）への誘導

避難誘導班は、対象者全戸に声をかけ、1次避難所に誘導します。

また、要援護者等については、住民で手分けして、確実に誘導します。

けが人が発生している場合は、すぐに救護班に連絡します。

避難できた住民を確認するとともに、倒壊家屋等に閉じ込められ、あるいはがけ崩れや土石流、道路崩壊などで避難ができない住民がいる場合は、救出・救助班に連絡するなど必要な対応を行います。

### ・ 2次避難所（避難地）への誘導

住民がお互い助け合い、要援護者や高齢者・妊婦・乳幼児を守って、2次避難所（避難地）へ向かいます。

また、避難する人数を2次避難所に報告し、受入れ準備を要請します。

2次避難所に到着後、組や班ごとに場所割を行い、避難者の対応を行います。また、遅れて避難してきた住民の把握も行い、正確な避難者数を避難所に報告します。（正確な情報がないと、食料・水・毛布等の応急物資の準備が適切に行えません。）

## 7 給食・給水活動

食料や飲料水、毛布などの応急物資を避難者名簿に基づいて配分します。また、必

要に応じて炊き出しなどを行います。

また、紙おむつや粉ミルクなどを必要とする住民を把握し防災機関に報告します。